

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」等について」（平成20年11月6日医政発第1106012号、職発第1106003号、社援発第1106004号、社援発第1106007号厚生労働省医政局長、職業安定局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（平成22年10月7日最終改正））（抄）【新旧対照表】
 （_____部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第一 (略)</p> <p>第二 国家資格取得前の受入れ施設での就労等 一 (略) 二 看護師の資格取得を目的とした就労等 1 看護師国家試験受験資格の認定について フィリピン人看護師候補者の看護師国家試験受験資格認定に当たっては、「医師国家試験等の受験資格認定の取り扱い等について」（平成17年3月24日医政発第0324007号。）に定めるところによる。 なお、フィリピン共和国における看護教育については、基礎教育と専門教育を合わせた修業年限が合計14年となり、我が国の看護基礎教育の修業年限と比べて1年間足りないことから、協定に基づくフィリピン人看護師候補者の受入れにおいては、日本語の語学研修及び看護導入研修を6か月受けること並びに病院における看護師の国家資格取得を目的とした就労を6か月行うこととしたものであること。なお、日本語の語学研修が免除されたフィリピン人看護師候補者に対して看護師国家試験受験資格認定を行うためには、当該フィリピン人看護師候補者の看護導入研修及び病院における看護師の国家資格取得を目的とした就労の合計期間が、1年程度以上必要となる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 国家資格取得前の受入れ施設での就労等 一 (略) 二 看護師の資格取得を目的とした就労等 1 看護師国家試験受験資格の認定について フィリピン人看護師候補者の看護師国家試験受験資格認定に当たっては、「医師国家試験等の受験資格認定の取り扱い等について」（平成17年3月24日医政発第0324007号。以下「受験資格認定通知」という。）に定めるところによる。 なお、フィリピン共和国における看護師学校養成所卒業までの修業年限が14年であり、受験資格認定通知に規定する修業年限に1年間足りないことから、協定に基づきフィリピン人看護師候補者の受入れにおいては、日本語の語学研修及び看護導入研修並びに病院における看護師の国家資格取得を目的とした就労の合計期間が、1年程度必要となる。なお、日本語の語学研修が免除されたフィリピン人看護師候補者に対して看護師国家試験受験資格認定を行うためには、当該フィリピン人看護師候補者の看護導入研修及び病院における看護師の国家資格取得を目的とした就労の合計期間が、1年程度必要となる。</p> <p>(以下略)</p>